

(別紙2)

新旧対照表

- 「障害児通所給付費等の通所給付決定等について」 (平成24年3月30日障発0330第14号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知) (抄)
(変更点は下線部)

新	旧
<p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p> <p>障害児通所給付費等の通所給付決定等について</p> <p>標記については、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)及びこれらの関係法令によって規定しているところであるが、この実施に伴う取扱いは下記のとおりであり、平成24年4月1日より適用することとしたので、御了知の上、貴管内市町村、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。</p> <p>なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。</p> <p>記</p>	<p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p> <p>障害児通所給付費等の通所給付決定等について</p> <p>標記については、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)及びこれらの関係法令によって規定しているところであるが、この実施に伴う取扱いは下記のとおりであり、平成24年4月1日より適用することとしたので、御了知の上、貴管内市町村、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。</p> <p>なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。</p> <p>記</p>

新	旧
<p>第一 (略)</p> <p>第二 通所給付決定の方法</p> <p>障害児については、発達途上にあり時間の経過と共に障害の状態が変化すること、乳児期については通常必要となる育児上のケアとの区別が必要なこと等検討課題が多く、現段階では直ちに使用可能な指標が存在しないことから、障害支援区分は設けていないが、介助の必要性や障害の程度の把握のために、5領域11項目の調査(別表)を行った上で支給の要否及び支給量を決定する。</p> <p><u>また、放課後等デイサービスの支給決定の際には、厚生労働大臣が定める施設基準(平成24年厚生労働省告示第269号)に規定する「食事、排せつ、入浴及び移動のうち3以上の日常生活動作について全介助を必要とするもの及び別表第2に掲げる項目の欄の区分に応じ、その項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の0点の欄から2点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が13点以上であると市町村が認めたもの」についても、併せて決定する。</u></p> <p>※ 対象児童に該当するか否かの判断に当たっては、必ずしも身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている必要はない。この場合、市町村は、当該児童が療育・訓練を必要とするか否かについて、市町村保健センター、児童相談所、保健所等に意見を求めることが望ましいものとする。</p> <p>なお、法第21条の6に係る措置が適当であると市町村が判断した場合にあつては、「措置制度」に基づく障害児通所支援の利用となり、この通</p>	<p>第一 (略)</p> <p>第二 通所給付決定の方法</p> <p>障害児については、発達途上にあり時間の経過と共に障害の状態が変化すること、乳児期については通常必要となる育児上のケアとの区別が必要なこと等検討課題が多く、現段階では直ちに使用可能な指標が存在しないことから、障害支援区分は設けていないが、介助の必要性や障害の程度の把握のために、5領域11項目の調査(別表)を行った上で支給の要否及び支給量を決定する。</p> <p>※ 対象児童に該当するか否かの判断に当たっては、必ずしも身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている必要はない。この場合、市町村は、当該児童が療育・訓練を必要とするか否かについて、市町村保健センター、児童相談所、保健所等に意見を求めることが望ましいものとする。</p> <p>なお、法第21条の6に係る措置が適当であると市町村が判断した場合にあつては、「措置制度」に基づく障害児通所支援の利用となり、この通</p>

新	旧
<p>知の適用外の扱いとなる。措置が適当と認められる場合として、</p> <p>① 保護者が不在であることが認められ、利用契約の締結が困難な場合</p> <p>② 保護者が障害等の理由により、制限行為能力者又はこれに準ずる状態にある場合</p> <p>③ 保護者が児童の障害を受容できず、児童に悪影響を与えると判断された場合</p> <p>等が想定されるが、個々の事例に関しては、十分に家庭環境や障害児の発育等を考慮し決定すべきである。</p> <p>第三 通所給付決定の際勘案すべき事項その他の基本事項</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 障害児支援利用計画案の提出</p> <p>市町村は、通所給付決定の申請又は変更の申請に係る障害児の保護者に対し、指定障害児相談支援事業者が作成する障害児支援利用計画案(以下「計画案」という。)の提出を求める。</p> <p>市町村から計画案の提出を求められた障害児の保護者は、指定障害児相談支援事業者が作成した計画案を提出する。なお、身近な地域に指定障害児相談支援事業者がない場合又は指定障害児相談支援事業者以外の計画案の提出を希望する場合には、指定障害児相談支援事業者が作成する計画案に代えて当該事業者以外の者が作成する計画案を提出できる。<u>ただし、居宅訪問型児童発達支援の利用に当たっては、障害児の保護者の作成する障害児支援利用計画案は除くものとする。</u></p> <p>市町村は、これらの計画案の提出があった場合には、勘案事項及び当該計画案を勘案して通所給付決定を行う。</p>	<p>知の適用外の扱いとなる。措置が適当と認められる場合として、</p> <p>① 保護者が不在であることが認められ、利用契約の締結が困難な場合</p> <p>② 保護者が障害等の理由により、制限行為能力者又はこれに準ずる状態にある場合</p> <p>③ 保護者が児童の障害を受容できず、児童に悪影響を与えると判断された場合</p> <p>等が想定されるが、個々の事例に関しては、十分に家庭環境や障害児の発育等を考慮し決定すべきである。</p> <p>第三 通所給付決定の際勘案すべき事項その他の基本事項</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 障害児支援利用計画案の提出</p> <p>市町村は、通所給付決定の申請又は変更の申請に係る障害児の保護者に対し、指定障害児相談支援事業者が作成する障害児支援利用計画案(以下「計画案」という。)の提出を求める。</p> <p>市町村から計画案の提出を求められた障害児の保護者は、指定障害児相談支援事業者が作成した計画案を提出する。なお、身近な地域に指定障害児相談支援事業者がない場合又は指定障害児相談支援事業者以外の計画案の提出を希望する場合には、指定障害児相談支援事業者が作成する計画案に代えて当該事業者以外の者が作成する計画案を提出できる。</p> <p>市町村は、これらの計画案の提出があった場合には、勘案事項及び当該計画案を勘案して通所給付決定を行う。</p>

